

## 財務報告に係る内部統制の評価及び監査の実施基準（抄） 新旧対照表

| 改訂案   | 現 行   |
|---|---|
| <p>I. 内部統制の基本的枠組み</p> <p>1. 内部統制の定義（目的）</p> <p>内部統制とは、基本的に、業務の有効性及び効率性、報告の信頼性、事業活動に関わる法令等の遵守並びに資産の保全の4つの目的が達成されているとの合理的な保証を得るために、業務に組み込まれ、組織内の全ての者によって遂行されるプロセスをいい、統制環境、リスクの評価と対応、統制活動、情報と伝達、モニタリング（監視活動）及びIT（情報技術）への対応の6つの基本的要素から構成される。</p> <p>（略）</p> <p>（2）報告の信頼性</p> <p>報告の信頼性とは、組織内及び組織の外部への報告（非財務情報を含む。）の信頼性を確保することをいう。</p> <p>（注）報告の信頼性には、財務報告の信頼性が含まれる。財務報告の信頼性は、財務諸表及び財務諸表に重要な影響を及ぼす可能性のある情報の信頼性を確保することをいう。</p> <p>（略）</p> <p>2. 内部統制の基本的要素</p> <p>（略）</p> | <p>I. 内部統制の基本的枠組み</p> <p>1. 内部統制の定義（目的）</p> <p>内部統制とは、基本的に、業務の有効性及び効率性、財務報告の信頼性、事業活動に関わる法令等の遵守並びに資産の保全の4つの目的が達成されているとの合理的な保証を得るために、業務に組み込まれ、組織内の全ての者によって遂行されるプロセスをいい、統制環境、リスクの評価と対応、統制活動、情報と伝達、モニタリング（監視活動）及びIT（情報技術）への対応の6つの基本的要素から構成される。</p> <p>（略）</p> <p>（2）財務報告の信頼性</p> <p>財務報告の信頼性とは、財務諸表及び財務諸表に重要な影響を及ぼす可能性のある情報の信頼性を確保することをいう。</p> <p>（新設）</p> <p>（略）</p> <p>2. 内部統制の基本的要素</p> <p>（略）</p> |

| 改訂案   | 現 行   |
|---|---|
| <p data-bbox="141 220 510 252">(2) リスクの評価と対応</p> <p data-bbox="123 316 383 347">① リスクの評価</p> <div data-bbox="123 360 1084 504" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p data-bbox="141 368 1070 496">リスクの評価とは、組織目標の達成に影響を与える事象について、組織目標の達成を阻害する要因をリスクとして識別、分析及び評価するプロセスをいう。</p> </div> <p data-bbox="123 560 1084 927">リスクとは、組織目標の達成を阻害する要因をいう。具体的には、天災、盗難、市場競争の激化、為替や資源相場の変動といった組織を取り巻く外部的要因と、情報システムの故障・不具合、会計処理の誤謬・不正行為の発生、個人情報及び高度な経営判断に関わる情報の流失又は漏洩といった組織の中で生ずる内部的要因など、様々なものが挙げられる。ここでのリスクは、組織に負の影響、すなわち損失を与えるリスクのみを指し、組織に正の影響、すなわち利益をもたらす可能性は、ここにいうリスクには含まない。</p> <p data-bbox="123 943 1084 1222"><u>リスクの評価の対象となるリスクには、不正に関するリスクも含まれる。不正に関するリスクの検討においては、様々な不正及び違法行為の結果発生し得る不適切な報告、資産の流用及び汚職について検討が必要である。不正に関するリスクの評価においては、不正に関する、動機とプレッシャー、機会、姿勢と正当化について考慮することが重要である。</u></p> <p data-bbox="123 1238 1084 1318"><u>また、リスクの変化に応じてリスクを再評価し、リスクへの対応を適時に見直すことが重要である。</u></p> <p data-bbox="123 1334 1084 1461">リスクの評価と対応の実務は、個々の組織が置かれた環境や事業の特性等によって異なるものであり、一律に示すことはできないが、リスクの評価の流れの例を示すと次のとおりである。</p> | <p data-bbox="1131 220 1500 252">(2) リスクの評価と対応</p> <p data-bbox="1113 316 1373 347">① リスクの評価</p> <div data-bbox="1113 360 2074 504" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p data-bbox="1131 368 2060 496">リスクの評価とは、組織目標の達成に影響を与える事象について、組織目標の達成を阻害する要因をリスクとして識別、分析及び評価するプロセスをいう。</p> </div> <p data-bbox="1113 560 2074 927">リスクとは、組織目標の達成を阻害する要因をいう。具体的には、天災、盗難、市場競争の激化、為替や資源相場の変動といった組織を取り巻く外部的要因と、情報システムの故障・不具合、会計処理の誤謬・不正行為の発生、個人情報及び高度な経営判断に関わる情報の流失又は漏洩といった組織の中で生ずる内部的要因など、様々なものが挙げられる。ここでのリスクは、組織に負の影響、すなわち損失を与えるリスクのみを指し、組織に正の影響、すなわち利益をもたらす可能性は、ここにいうリスクには含まない。</p> <p data-bbox="1162 943 1256 975">(新設)</p> <p data-bbox="1113 1334 2074 1461">リスクの評価と対応の実務は、個々の組織が置かれた環境や事業の特性等によって異なるものであり、一律に示すことはできないが、リスクの評価の流れの例を示すと次のとおりである。</p> |

| 改訂案  | 現 行  |
|--|--|
| <p>(略)</p> <p><b>(4) 情報と伝達</b><br/>(略)</p> <p><b>① 情報の識別・把握・処理</b><br/>組織は、認識された情報の中から真実かつ公正な情報を特定し(識別)、当該情報が組織にとって必要であると判断した場合には、その情報を情報システムに取り入れる(把握)。情報システムとは、手作業によるか、機械化された情報システムによるかにかかわらず、情報を処理及び伝達するための仕組みをいい、情報システムに取り入れられた情報は、分類、整理、選択、演算など、目的に応じて加工される(処理)。<br/><u>大量の情報を扱い、業務が高度に自動化されたシステムに依存している状況においては、情報の信頼性が重要である。信頼性のない情報は、経営者の誤った判断等につながる可能性がある。情報の信頼性を確保するためには、情報の処理プロセスにおいてシステムが有効に機能していることが求められる。</u></p> <p>(略)</p> <p><b>(5) モニタリング</b><br/>(略)</p> <p><b>③ 内部統制上の問題についての報告</b></p> | <p>(略)</p> <p><b>(4) 情報と伝達</b><br/>(略)</p> <p><b>① 情報の識別・把握・処理</b><br/>組織は、認識された情報の中から真実かつ公正な情報を特定し(識別)、当該情報が組織にとって必要であると判断した場合には、その情報を情報システムに取り入れる(把握)。情報システムとは、手作業によるか、機械化された情報システムによるかにかかわらず、情報を処理及び伝達するための仕組みをいい、情報システムに取り入れられた情報は、分類、整理、選択、演算など、目的に応じて加工される(処理)。<br/>(新設)</p> <p>(略)</p> <p><b>(5) モニタリング</b><br/>(略)</p> <p><b>③ 内部統制上の問題についての報告</b></p> |

| 改訂案  | 現 行  |
|--|--|
| <p>モニタリングを通じて識別された内部統制の不備は、その内容に則して、適切な者に適時に報告されることが必要であり、このための方針及び手続を定めておくことが重要である。</p> <p>日常的モニタリングにより識別された問題点は、通常、モニタリングを実施した部門において分析され対応が図られることとなるが、同時に、問題点とその対応策を取りまとめて、その上位の管理者等に報告するとともに、必要に応じて、経営者、取締役会、監査役等にも報告することが求められる。</p> <p>独立的評価により識別された問題点は、内部監査人によるものについては、経営者が適時に報告を受けの仕組みを確保することが重要であり、<u>あわせて</u>、取締役会、監査役等にも報告することが求められる。取締役会、監査役等による独立的評価の結果は、取締役会で報告され、経営者による適切な対応を求めていくことが重要である。</p> <p>経営者は、報告された問題点に対して、そのリスクを分類、分析、評価して、適切な対応を選択していく必要がある。</p> <p>内部統制の不備に係る情報が、非常に広範囲にわたる内部統制の不備の兆候を示していることも多い。そのため、特定の取引又は事象に係る不備に係る報告を受けた経営者は、必要に応じて、さらに広い範囲の調査の実施について検討を指示することが重要である。</p> <p><b>(6) IT (情報技術) への対応</b></p> | <p>モニタリングを通じて識別された内部統制の不備は、その内容に則して、適切な者に適時に報告されることが必要であり、このための方針及び手続を定めておくことが重要である。</p> <p>日常的モニタリングにより識別された問題点は、通常、モニタリングを実施した部門において分析され対応が図られることとなるが、同時に、問題点とその対応策を取りまとめて、その上位の管理者等に報告するとともに、必要に応じて、経営者、取締役会、監査役等にも報告することが求められる。</p> <p>独立的評価により識別された問題点は、内部監査人によるものについては、経営者が適時に報告を受けの仕組みを確保することが重要であり、<u>必要に応じて</u>、取締役会、監査役等にも報告することが求められる。取締役会、監査役等による独立的評価の結果は、取締役会で報告され、経営者による適切な対応を求めていくことが重要である。</p> <p>経営者は、報告された問題点に対して、そのリスクを分類、分析、評価して、適切な対応を選択していく必要がある。</p> <p>内部統制の不備に係る情報が、非常に広範囲にわたる内部統制の不備の兆候を示していることも多い。そのため、特定の取引又は事象に係る不備に係る報告を受けた経営者は、必要に応じて、さらに広い範囲の調査の実施について検討を指示することが重要である。</p> <p><b>(6) IT (情報技術) への対応</b></p> |
| <p>ITへの対応とは、組織目標を達成するために予め適切な方針及び手続を定め、それを踏まえて、業務の実施において組織の内外のITに対し<u>適時かつ適切</u>に対応することをいう。</p> <p>ITへの対応は、内部統制の他の基本的要素と必ずしも独立に</p>  | <p>ITへの対応とは、組織目標を達成するために予め適切な方針及び手続を定め、それを踏まえて、業務の実施において組織の内外のITに対し<u>適切</u>に対応することをいう。</p> <p>ITへの対応は、内部統制の他の基本的要素と必ずしも独立に</p>  |

| 改訂案   | 現 行  |
|---|--|
| <p>存在するものではないが、組織の業務内容が I T に大きく依存している場合や組織の情報システムが I T を高度に取り入れている場合等には、内部統制の目的を達成するために不可欠の要素として、内部統制の有効性に係る判断の規準となる。</p> <p>I T への対応は、I T 環境への対応と I T の利用及び統制からなる。</p>  | <p>存在するものではないが、組織の業務内容が I T に大きく依存している場合や組織の情報システムが I T を高度に取り入れている場合等には、内部統制の目的を達成するために不可欠の要素として、内部統制の有効性に係る判断の規準となる。</p> <p>I T への対応は、I T 環境への対応と I T の利用及び統制からなる。</p>   |
| <p>I T 環境の飛躍的な進展によって I T が組織に深く浸透した現状に照らして、本基準における「I. 内部統制の基本的枠組み」では、「I T への対応」を基本的要素の 1 つに加えている。組織の業務内容が I T に大きく依存していたり、組織の情報システムが I T を高度に取り入れている等、現状では多くの組織が I T 抜きでは業務を遂行することができなくなっている。<u>また、情報システムの開発・運用・保守など I T に関する業務の全て又は一部を、外部組織に委託するケースもあり、かかる I T の委託業務に係る統制の重要性が増している。さらに、クラウドやリモートアクセス等の様々な技術を活用するに当たっては、サイバーリスクの高まり等を踏まえ、情報システムに係るセキュリティの確保が重要である。I T への対応を基本的要素に加えたことは、組織に深く I T が浸透している現状では、業務を実施する過程において組織内外の I T に対し適切に対応することが、内部統制の目的を達成するために不可欠となっていることを示したものであって、組織に新たな I T システムの導入を要求したり、既存の I T システムの更新を強いるものではない。</u></p> <p>(略)</p> | <p>I T 環境の飛躍的な進展によって I T が組織に深く浸透した現状に照らして、本基準における「I. 内部統制の基本的枠組み」では、「I T への対応」を基本的要素の 1 つに加えている。組織の業務内容が I T に大きく依存していたり、組織の情報システムが I T を高度に取り入れている等、現状では多くの組織が I T 抜きでは業務を遂行することができなくなっている。<u>I T への対応を基本的要素に加えたことは、組織に深く I T が浸透している現状では、業務を実施する過程において組織内外の I T に対し適切に対応することが、内部統制の目的を達成するために不可欠となっていることを示したものであって、組織に新たな I T システムの導入を要求したり、既存の I T システムの更新を強いるものではない。</u></p> <p>(略)</p> |

| 改訂案   | 現 行   |
|---|---|
| <p>② I Tの利用及び統制<br/>(略)</p> <p>〔I Tの統制〕</p> <p>(略)</p> <p>イ. 組織目標を達成するためのI Tの統制目標<br/>I Tの統制を有効なものとするために経営者が設定する目標を、I Tの統制目標と呼ぶ。I Tの統制目標としては、例えば、次のものが挙げられる。<br/>(削除)</p> <p>a. 準拠性：情報が関連する法令や会計基準、社内規則等に合致して処理されていること</p> <p>b. 信頼性：情報が組織の意思・意図に沿って承認され、漏れなく正確に記録・処理されること（正当性、完全性、正確性）</p> <p>c. 可用性：情報が必要とされるときに利用可能であること</p> <p>d. 機密性：情報が正当な権限を有する者以外に利用されないように保護されていること</p> <p>(略)</p> <p>3. 内部統制の限界<br/>(略)</p> | <p>② I Tの利用及び統制<br/>(略)</p> <p>〔I Tの統制〕</p> <p>(略)</p> <p>イ. 組織目標を達成するためのI Tの統制目標<br/>I Tの統制を有効なものとするために経営者が設定する目標を、I Tの統制目標と呼ぶ。I Tの統制目標としては、例えば、次のものが挙げられる。</p> <p>a. <u>有効性及び効率性：情報が業務に対して効果的、効率的に提供されていること</u></p> <p>b. 準拠性：情報が関連する法令や会計基準、社内規則等に合致して処理されていること</p> <p>c. 信頼性：情報が組織の意思・意図に沿って承認され、漏れなく正確に記録・処理されること（正当性、完全性、正確性）</p> <p>d. 可用性：情報が必要とされるときに利用可能であること</p> <p>e. 機密性：情報が正当な権限を有する者以外に利用されないように保護されていること</p> <p>(略)</p> <p>3. 内部統制の限界<br/>(略)</p> |

| 改訂案  | 現 行  |
|--|--|
| <p>内部統制の限界とは、適切に整備され、運用されている内部統制であっても、内部統制が本来有する制約のため有効に機能しなくなることがあり、内部統制の目的を常に完全に達成するものとはならない場合があることをいう。</p> <p>内部統制は、判断の誤り、不注意、複数の担当者による共謀によって有効に機能しなくなる場合がある。しかし、内部統制を整備することにより、判断の誤り、不注意によるリスクは相当程度、低減されるとともに、複数の担当者が共謀して不正を行うことは、相当程度困難なものになる。</p> <p>また、内部統制は、当初想定していなかった組織内外の環境の変化や非定型的な取引等には、必ずしも対応しない場合がある。しかし、例えば、当初想定していなかった環境の変化や非定型的な取引の発生しやすいプロセスに重点的に知識・経験を有する者を配置するなど、的確に内部統制を整備することによって、当初想定していなかった環境の変化や非定型的な取引に対する対応の範囲は相当程度、広げることができる。</p> <p>内部統制は、組織の経営判断において、費用と便益との比較衡量の下で整備及び運用される。組織は、ある内部統制の手続を導入又は維持することの可否を決定する際に、そのための費用と、その手続によるリスクへの対応を図ることから得られる便益とを比較検討する。</p> <p>さらに、経営者が不当な目的のために内部統制を無視ないし無効ならしめることがある。<u>しかし、経営者が、組織内に適切な全社的又は業務プロセスレベルに係る内部統制を構築していれば、複数の者が当該事実に関与することから、経営者によるこうした行為の実行は相当程度、困難なものになり、結果として、経営者自らの行動</u></p> | <p>内部統制の限界とは、適切に整備され、運用されている内部統制であっても、内部統制が本来有する制約のため有効に機能しなくなることがあり、内部統制の目的を常に完全に達成するものとはならない場合があることをいう。</p> <p>内部統制は、判断の誤り、不注意、複数の担当者による共謀によって有効に機能しなくなる場合がある。しかし、内部統制を整備することにより、判断の誤り、不注意によるリスクは相当程度、低減されるとともに、複数の担当者が共謀して不正を行うことは、相当程度困難なものになる。</p> <p>また、内部統制は、当初想定していなかった組織内外の環境の変化や非定型的な取引等には、必ずしも対応しない場合がある。しかし、例えば、当初想定していなかった環境の変化や非定型的な取引の発生しやすいプロセスに重点的に知識・経験を有する者を配置するなど、的確に内部統制を整備することによって、当初想定していなかった環境の変化や非定型的な取引に対する対応の範囲は相当程度、広げることができる。</p> <p>内部統制は、組織の経営判断において、費用と便益との比較衡量の下で整備及び運用される。組織は、ある内部統制の手続を導入又は維持することの可否を決定する際に、そのための費用と、その手続によるリスクへの対応を図ることから得られる便益とを比較検討する。</p> <p>さらに、経営者が不当な目的のために内部統制を無視ないし無効ならしめることがある。<u>しかし、経営者が、組織内に適切な全社的又は業務プロセスレベルに係る内部統制を構築していれば、複数の者が当該事実に関与することから、経営者によるこうした行為の実行は相当程度、困難なものになり、結果として、経営者自らの行動</u></p> |

| 改訂案   | 現 行  |
|---|--|
| <p>にも相応の抑止的な効果をもたらすことが期待できる。適切な経営理念等に基づく社内の制度の設計・運用、適切な職務の分掌、組織全体を含めた経営者の内部統制の整備及び運用に対する取締役会による監督、監査役等による監査並びに内部監査人による取締役会及び監査役等への直接的な報告に係る体制等の整備も経営者による内部統制の無視ないし無効化への対策となると考えられる。</p> <p>また、経営者以外の内部統制における業務プロセスに責任を有する者が、内部統制を無視ないし無効ならしめることもある。</p> <p>なお、当初想定していなかった組織内外の環境の変化や非定型的な取引等に対して、経営者が既存の内部統制の枠外での対応を行うこと、既存の内部統制の限界を踏まえて、正当な権限を受けた者が経営上の判断により別段の手続を行うことは、内部統制を無視する、又は無効にすることには該当しない。</p> <p><b>4. 内部統制に関係を有する者の役割と責任</b></p> <p>(略)</p> <p><b>(2) 取締役会</b></p> <p>(略)</p> <p>取締役会は、組織の業務執行に関する意思決定機関であり、内部統制の基本方針を決定する。また、取締役会は、経営者の職務執行に関する監督機関であり、経営者を選定及び解職する権限を有する(会社法第 362 条、第 399 条の 13、第 416 条、第 420 条)。</p> <p>したがって、取締役会は経営者による内部統制の整備及び運用に対しても監督責任を有している。</p> | <p>にも相応の抑止的な効果をもたらすことが期待できる。</p> <p>なお、当初想定していなかった組織内外の環境の変化や非定型的な取引等に対して、経営者が既存の内部統制の枠外での対応を行うこと、既存の内部統制の限界を踏まえて、正当な権限を受けた者が経営上の判断により別段の手続を行うことは、内部統制を無視する、又は無効にすることには該当しない。</p> <p><b>4. 内部統制に関係を有する者の役割と責任</b></p> <p>(略)</p> <p><b>(2) 取締役会</b></p> <p>(略)</p> <p>取締役会は、組織の業務執行に関する意思決定機関であり、内部統制の基本方針を決定する。また、取締役会は、経営者の職務執行に関する監督機関であり、経営者を選定及び解職する権限を有する(会社法第 362 条、第 416 条、第 420 条)。</p> <p>したがって、取締役会は経営者による内部統制の整備及び運用に対しても監督責任を有している。</p> |



| 改訂案   | 現 行   |
|---|---|
| <p><u>取締役会は、内部統制の整備及び運用に関して、経営者が不当な目的のために内部統制を無視ないし無効ならしめることに留意する必要がある。</u></p> <p><b>(3) 監査役等</b><br/>(略)</p> <p>監査役等は取締役等の職務の執行を監査する（会社法第 381 条第 1 項、第 399 条の 2 第 3 項第 1 号及び第 404 条第 2 項第 1 号）。また、監査役等は、<u>会計監査を含む、業務監査を行う。監査役等は、内部統制の整備及び運用に関して、経営者が不当な目的のために内部統制を無視ないし無効ならしめることに留意することが重要である。監査役等は、その役割・責務を実効的に果たすために、内部監査人や監査人等と連携し、能動的に情報を入手することが重要である。</u></p> <p>監査役等は、業務監査の一環として、財務報告の信頼性を確保するための体制を含め、内部統制が適切に整備及び運用されているかを監視する。また、会社法上、監査役等は、会計監査人が計算書類について実施した会計監査の方法と結果の相当性を評価することとされている。</p> <p>一方、本基準で示す内部統制監査において、監査人は、監査役等が行った業務監査の中身自体を検討するものではないが、財務報告に係る全社的な内部統制の評価の妥当性を検討するに当たり、監査役等の活動を含めた経営レベルにおける内部統制の整備及び運用状況を、統制環境、モニタリング等の一部として考慮する。</p> <p><b>(4) 内部監査人</b></p> | <p>(新設)</p> <p><b>(3) 監査役等</b><br/>(略)</p> <p>監査役等は取締役等の職務の執行を監査する（会社法第 381 条第 1 項、第 399 条の 2 第 3 項第 1 号及び第 404 条第 2 項第 1 号）。また、監査役等は、<u>会計監査を含む、業務監査を行う。</u></p> <p>監査役等は、業務監査の一環として、財務報告の信頼性を確保するための体制を含め、内部統制が適切に整備及び運用されているかを監視する。また、会社法上、監査役等は、会計監査人が計算書類について実施した会計監査の方法と結果の相当性を評価することとされている。</p> <p>一方、本基準で示す内部統制監査において、監査人は、監査役等が行った業務監査の中身自体を検討するものではないが、財務報告に係る全社的な内部統制の評価の妥当性を検討するに当たり、監査役等の活動を含めた経営レベルにおける内部統制の整備及び運用状況を、統制環境、モニタリング等の一部として考慮する。</p> <p><b>(4) 内部監査人</b></p> |

| 改訂案   | 現 行   |
|---|---|
| <p>(略)</p> <p>内部監査人は、内部統制の整備及び運用状況を調査、検討、評価し、その結果を組織内の適切な者に報告する。内部監査人は、経営者の直属として設置されることが多く、内部統制の独立的評価において重要な役割を担っている。</p> <p>内部監査人がその業務を遂行するには、内部監査の対象となる組織内の他の部署等からの制約を受けることなく、客観性を維持できる状況になければならない。このため、経営者は、内部監査人の身分等に関して、内部監査の対象となる業務及び部署から独立し、当該業務及び部署に対し直接の権限や責任を負わない状況を確認することが重要である。</p> <p><u>また、内部監査人は、熟達した専門的能力と専門職としての正当な注意をもって職責を全うすることが求められる。</u></p> <p><u>さらに、内部監査の有効性を高めるため、経営者は、内部監査人から適時かつ適切に報告を受けられることができる体制を確認することが重要である。同時に、内部監査人は、取締役会及び監査役等への報告経路を確認するとともに、必要に応じて、取締役会及び監査役等から指示を受けられることが適切である。</u></p> <p>(略)</p> <p><b>5. 内部統制とガバナンス及び全組織的なリスク管理</b></p> <p><u>内部統制は、組織の持続的な成長のために必要不可欠なものであり、ガバナンスや全組織的なリスク管理と一体的に整備及び運用されることが重要である。ガバナンスとは、組織が、顧客・従業員・地域社会等の立場を踏まえた上で、透明・公正かつ迅速・</u></p> | <p>(略)</p> <p>内部監査人は、内部統制の整備及び運用状況を調査、検討、評価し、その結果を組織内の適切な者に報告する。内部監査人は、経営者の直属として設置されることが多く、内部統制の独立的評価において重要な役割を担っている。</p> <p>内部監査人がその業務を遂行するには、内部監査の対象となる組織内の他の部署等からの制約を受けることなく、客観性を維持できる状況になければならない。このため、経営者は、内部監査人の身分等に関して、内部監査の対象となる業務及び部署から独立し、当該業務及び部署に対し直接の権限や責任を負わない状況を確認することが重要である。</p> <p><u>また、内部監査の有効性を高めるため、経営者は、内部監査人から適時・適切に報告を受けられることができる体制を確認することが重要である。</u></p> <p>(略)</p> <p>(新設)</p> |

| 改訂案  | 現 行  |
|--|--|
| <p data-bbox="136 220 1075 451"> <u>果敢な意思決定を行うための仕組みであり、全組織的なリスク管理とは、適切なリスクとリターンのバランスの下、全組織のリスクを経営戦略と一体で統合的に管理することである。内部統制、ガバナンス及び全組織的なリスク管理は、組織及び組織を取り巻く環境に対応して運用されていく中で、常に見直される。</u> </p> <p data-bbox="136 512 1075 834"> <u>内部統制、ガバナンス及び全組織的なリスク管理に係る体制整備の考え方には、例えば、3線モデルが挙げられる。3線モデルにおいては、第1線を業務部門内での日常的モニタリングを通じたリスク管理、第2線をリスク管理部門などによる部門横断的なリスク管理、そして第3線を内部監査部門による独立的評価として、組織内の権限と責任を明確化しつつ、これらの機能を取締役会又は監査役等による監督と適切に連携させることが重要である。</u> </p> <p data-bbox="136 847 1075 1074"> <u>また、全組織的なリスク管理に関し、損失の低減のみならず、適切な資本・資源配分や収益最大化を含むリスク選好の考え方を取り入れることも考えられる。なお、リスク選好とは、組織のビジネスモデルの個別性を踏まえたうえで、事業計画達成のために進んで受け入れるべきリスクの種類と総量をいう。</u> </p> <p data-bbox="136 1134 638 1173"> <b>6. 財務報告に係る内部統制の構築</b> </p> <p data-bbox="136 1233 203 1272">(略)</p> | <p data-bbox="1115 1134 1630 1173"> <b>5. 財務報告に係る内部統制の構築</b> </p> <p data-bbox="1115 1233 1193 1272">(略)</p> |